官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則等の一部を改正する省令（財務五六）　一

省　令

○財務省令第五十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎